

令和4年度第1回松本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 次第

日時:令和4年6月27日(月)

午後2時

場所:松本市役所議員協議会室

1 開会

2 健康福祉部長あいさつ

3 議事

重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について
(松福福第30号令和4年5月9日諮問)

4 その他

今後の予定

第2回

令和4年8月29日(月)午後1時30分 勤労者福祉センター 2-1会議室

第3回

令和4年11月21日(月)午後1時30分 勤労者福祉センター 2-1会議室

5 閉会

松本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会名簿

名 前	所 属 等	備 考
浅田 淑子	松本市地区福祉ひろば事業推進会議代表	
伊藤 順一	松本市社会福祉協議会地域福祉課課長	
太田 正道	松本市町会連合会副会長	
草深 邦子	松本市民生・児童委員協議会会長	副会長
紅樫 英信	団体職員	公募委員
小林 弘明	松本市社会福祉協議会会長	
清水 里絵	会社員	男女共同参画社会の実現に向けた 女性人材リスト登録者
平林 泉	(公社)松本地域シルバー人材センター事務局長	
藤森 喜久代	松本市町内公民館館長会副会長	
古田 道康	松本地区保護司会会長	
三村 仁志	長野県社会福祉士会元会長	
向井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	会長

重層的支援体制整備事業の概要（案）

○これまで市民相談課を中心にワンストップ型の総合相談窓口体制を進めてきたが、一カ所の窓口では、広い市域をカバーすることに限界がある。



○地区担当保健師の駐在化を進め、福祉分野職員の調整役とすることで、住民にとって最も身近で敷居の低い相談窓口（地域づくりセンター、地区福祉ひろばなど）を初期相談におけるワンストップ窓口と位置づけできる。

○「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮」などの複合した課題に対応するため、縦割りの制度に横串を通し、課題の整理や調整を行う機能が必要だが、調整者が明確でない。



○多機関協働事業（調整部署の明確化）等に取り組みとともに、一括交付金を活用することで、制度や分野を超えた連携体制「組織として断らない相談及び支援体制」が構築できる。

(※) 地域づくりに向けた支援事業

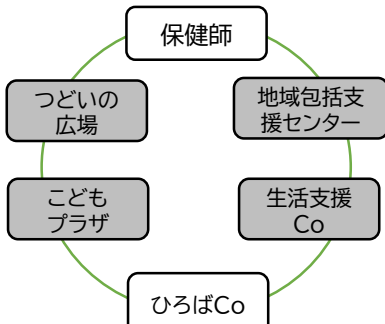
【高齢者】	地域介護予防活動支援事業 (高齢福祉課) 生活支援体制整備事業 (高齢福祉課)
【障がい者】	地域活動支援センター事業 (障がい福祉課、こども福祉課)
【子ども】	地域子育て支援拠点事業 (こども育成課)
【生活困窮】	生活困窮者のための地域づくり事業 (市民相談課)
【松本市独自】	福祉ひろば事業をはじめとした「通いの場」「支え合いの関係」など (地域づくりセンター体制)

福祉分野における地域づくりセンターの体制強化

◎地区担当保健師の駐在化を拡大

⇒子どもから高齢者まで全世代の初期相談及び35地区の母子保健コーディネーターとして担当。

あわせて地域包括支援センターや第2層生活支援コーディネーターなど地区担当職員の調整役となる。



相談者
民生委員等

◆相談支援事業（既存）

高齢者分野（高齢福祉課）
地域包括支援センター運営
(包括支援センター)

障がい者分野
(障がい福祉課、こども福祉課)
障害者相談支援事業
(相談支援事業、基幹相談支援センター)

子ども・子育て分野
(こども育成課、保育課、健康づくり課)
利用者支援事業
(子育て・保育コンシェルジュ、母子保健コーディネーター)

生活困窮分野
(市民相談課)
生活困窮者自立相談支援事業
(まいさぼ松本)

健康福祉、子ども・子育て（既存）
(母子・父子・寡婦相談、あるがキッズ相談、要保護児童相談、青少年相談、こころの鈴いのちのきずな、精神保健相談等・・・)

◆その他相談窓口（庁内外）（既存）

(市民相談課、地域づくりセンター、社協、ハローワーク、シルバー人材センター、保護観察所、生涯現役促進事業、水道、住居確保、税関係、警察など)

複雑化・複合化した課題

ケース会議等（必要に応じて各分野で連携）

◆多機関協働事業（新規）

制度の狭間にある課題や複雑化・複合化した課題等の調整機能

◆地域づくりに向けた支援事業(※)

(既存 既存分野が連携強化)
①公的制度の分野を超えた連携
②地域におけるインフォーマル支援
(通いの場・支え合いの関係づくり)
⇒ひろばを中心に35地区で既に実施
⇒全世代・全対象へ拡大する。

◆参加支援事業

(新規 既存分野が連携し対応)
・公的制度の活用
・地域の見守り・インフォーマルな支援のマッチング等

◆アウトリーチ事業

(新規 既存分野が連携し対応)
・訪問等による継続的な伴走支援

重層的支援会議・支援方針協議・支援状況確認等

支援状況等確認

※この部分の事業にかかる経費（既存分と新規分）の補助金等が一体化

諮問事項

「重層的支援体制の構築に係る
多機関協働及び生活支援のあり方について」

1 多機関協働のあり方について

(1) 皆様が普段、活動されている中で見聞きする複雑化・複合した困難な事例とは、どのようなものがありますか。

(複雑化・複合化した困難な事例とは、高齢者だけでなく、障がい、生活困窮、子どもの問題等が重複しており、一つの部署だけで解決するのが難しいと思われる事例をいいます。)

《例》

ア 高齢者と長い間自宅に引きこもっている子（いわゆる8050）の世帯で、高齢者の介護が必要となり、経済的に困窮するケース

イ 介護が必要となった高齢者に、精神障がいや発達障がい疑われる子どもなどの家族がいるが、支援につながっておらず、子どもが介護のキーパーソンになれないケース

ウ 65歳以上の障がい者と学生の孫だけの世帯で、孫が介護をしているなど（いわゆるヤングケアラー）、不登校の傾向があるケース

(2) こうしたケースには、どのような支援や連携が必要でしょうか。

(例えば、定期的な専門職の会議、弁護士、学校や児童相談所など外部機関との定期的な会議等)

2 生活支援のあり方

これまでの松本らしさを基盤として、コロナ禍による社会の変化等を踏まえ、身近な地域における健康づくりや見守り、ちょっとした困りごとを支援する「集いの場」や「支え合いの関係づくり」をどのように進めたらよろしいでしょうか。

(1) 皆様が普段、地域の支え合い活動などを行っている中で、課題と感じていることは、どのようなものがありますか。

《例》

ア ボランティアが高齢化している。

イ 新しい参加者がなかなか増えない。

ウ コロナ禍で集いの場を開きにくい。

(2) それらの課題は、どうしたら解決できるでしょうか。

(地域でできること、行政からの支援が必要なこと、新たな連携や支援が必要なことなど)

(3) 高齢者に限らない「集いの場」「支え合い」を進めるために、どんなことが必要だと思いますか。

《これまでの松本らしさ》

住み慣れた地域において、共に支えあう地域社会の実現に向け、①地区や町会を単位に②公民館の「学び」を核として③地区福祉ひろばを拠点に地域福祉活動（住民のつながりづくり）を進めてきました。

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子(寡婦に関する事項を含む。)の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
健康福祉21市民会議委員			7,000	4,900

」

を

「

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
社会福祉	委員及び臨時委員		7,000	4,900
審議会	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員		7,000	

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの報酬の額」とする（政令第3条第1項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉21市民会議条例等の廃止）

3 松本市健康福祉21市民会議条例（平成13年条例第54号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。